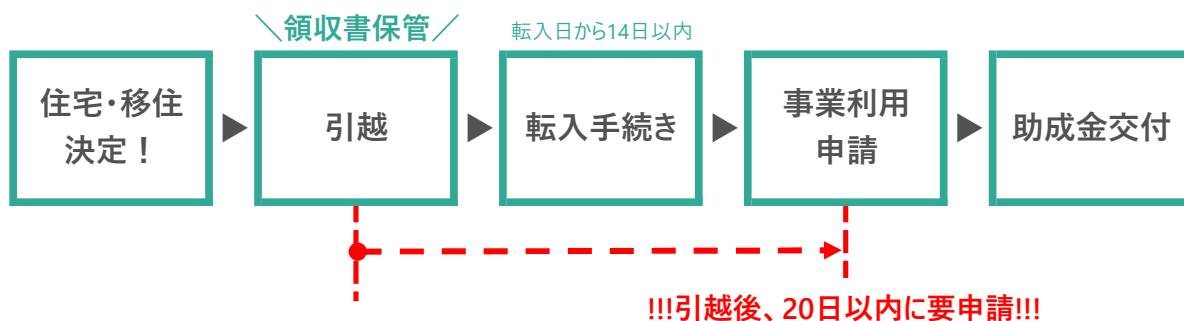


移住定住支援事業

POWERED BY FUJISATO TOWN



引っ越し支援事業



支援内容	引越業者/運送業者に支払う引越代金の上限 5 万円まで助成 ☆ 1 世帯につき 1 回まで
対象者	秋田県外に在学期間を除き 3 年以上住んだあと、県外から移住する方 ※ 藤里町出身者を含みます。 ※ 藤里町への転入理由が進学の場合は対象となりません。
条件	■ 藤里町内の家屋に住むこと ■ 藤里町に 3 年を超えて住もうとする方
申請時期	引っ越し後、20日以内
申請時 必要書類	■ 補助金交付申請書、誓約書（所定のフォーマットあり） ■ 移住者全員分の住民票 ■ 引越業者/運送業者が発行する領収書の写し ■ 引っ越し先の物件の位置図（インターネット等の地図の写しでOK） ■ 他の補助金を利用する場合は、その補助額が分かるもの
報告時 必要書類	（報告不要）

その他	■ 各年度の予算の範囲内での交付となります。 ■ 補助金を受けた日から３年以内に町外に転出した場合は、補助金を返還頂きます。 ■ 他の類似補助金等を利用する場合は、他の補助金を優先していただき、他の補助金等の額を差し引いた額を本事業に申請してください。 ■ その他、詳細は「藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱（平成29年3月31日訓令第15号）」に従います。
よくある質問	■ Q. 宅急便の送料は対象になりますか？ A. 引っ越し前の住所から新住所宛のものであれば、対象になります。何度かに分けて発送する場合は、最初の発送日から数えて20日以内の申請が必要となります。 ■ Q. 転勤・赴任の場合は対象になりますか？ A. 対象になりません。 ■ Q. 二拠点居住の場合、対象になりますか？ A. 転入手続きをし、住民票を藤里町に置いた場合、基本的には対象となります。ただし、居住の実態がない場合は対象となりません。 ■ Q. 居住が３年未満の場合、どうなりますか？ A. 世帯員全員が転出する場合、居住年数に応じた金額を返還していただきます。
お問い合わせ先	藤里町 総務課 企画財政係（企画） 電話：0185-79-2111 FAX：0185-79-2293